

別表十二（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第2項《中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定》に規定する指定会社が、措置法第57条の7の2《中部国際空港整備準備金》の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の57の2《中部国際空港整備準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法

人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(1)のうち損金経理による積立額2」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ、「10」の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「52」に記載します。

3 「(1)のうち剰余金の処分による積立額3」に金額の記載がある場合には、「10」の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「52」に記載します。